

統計調査分科会
第 17 回議事録

官民競争入札等管理委員会事務局

第 17 回統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 8 月 28 日（火）14:41～15:46

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 農林水産省からのヒアリング

3. 総務省からのヒアリング

4. その他

5. 閉 会

(傍聴者入室)

(農林水産省関係者入室)

○前原主査 それでは、定刻となりましたので、第 17 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日の議題でございますが、農林水産省における市場化テストの取組みについてのヒアリング。それから、総務省における経済センサスの検討状況についてのヒアリングを予定しております。

それでは、初めに、農林水産省からのヒアリングを行います。

農林水産省大臣官房統計部の磯部統計企画課長から、15 分程度で御説明をいただきますようによろしくお願いいたします。

○磯部課長 御紹介に預かりました統計企画課長の磯部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

座らせていただきたいと思います。

用意しておりますのは 3 種類ございますので、その資料に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず、1 枚紙でございますが、農林水産統計における「市場化テスト」の取組みについてという内容のものでございます。

御承知のとおり、農林水産統計につきましては、総人件費改革に伴います人員の大幅縮減、約 4,000 人から 2,200 人ということで、そういう取り組みを行っております。

まず、その対応といたしまして、職員調査を原則廃止し、調査員調査等のアウトソーシングを進めているところでございます。

その一環といたしまして、今年度から公共サービス改革法のスキームによります市場化テストを実施しているところでございます。

21 年度におきましても、統計調査の質の確保を図りつつ、更にアウトソーシングを推進するために市場化テストの対象を拡大するというところでございます。

2 番目でございますが、対象調査の選定でございます。

まず (1) のところをごらんになっていただきたいと思いますのですが、平成 20 年度から牛乳乳製品等、3 つの調査について実施をすることにしております。

それで、今月の 7 日に入札の説明会を実施いたしまして、9 月の中旬には、企画提案会を行い、10 月には、民間事業者を決定するというスケジュールで運ぶこととしております。

ちなみに、入札説明会におけます状況でございますけれども、牛乳乳製品統計調査につきましては 9 社、生鮮食料品価格・販売動向調査につきましても、同じく 9 社、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査につきましては 12 社の説明会の参加がございました。

このうち、企画提案会にどの程度出てくるかということとはわかりませんが、応札ゼロということはないと思っております。

21 年度でございますけれども、21 年度におきましても、民間事業者が参入できるような統計調査を考えております。

20年度におきましては、御承知のように、農業の分野、あと価格、木材の分野という3つの異なる分野のものを対象といたしました。

21年度におきましては、漁業分野に対します市場化テストの取組みを進めるための知見を得るということで、一つには内水面漁業生産統計調査というものを対象といたします。

もう一つには、客体数が多くかつ全国的に分布しているというところで、農業物価統計調査について対象として考えたいと考えております。

それでは、各統計調査の中身について御説明申し上げたいと思います。

まず、農業物価統計調査でございます。お手元に調査票と、公表された資料があるかと思しますので、まず、農業物価統計調査というのはどういうものかというものを御説明したいと思います。調査票も見ながら御説明を申し上げたいと思います。

それで、農業物価統計調査の3枚目のところに、概要というものがございます。農業物価統計調査の目的といたしましては、農業におけます投入・産出の物価変動を測定するというので、その結果を総合いたしまして、農業物価指数を毎月作成しております。これによりまして生産対策なり経営安定対策といったような施策上の資料に活用しているということでございます。

調査の期日といたしましては、2つの調査がございまして、農産物の生産者価格調査、それと、農業生産資材の価格調査というものでございます。

どういう品目を取るのかというのが、3番目のところでありまして、調査票の後ろの方に、品目一覧表というものがございます。それもごらんになっていただきたいと思います。

農産物の生産者価格というものと、農業生産資材の価格、これを把握するわけでございます。

農産物の生産者価格につきましては120品目、農業生産資材の価格につきましては136の品目について指数採用品目として把握をいたします。

ただ、そのところは農産物の生産者価格のところを書いてございますように農家が生産した農産物でありますので、これは当然、産出する時期が年間を通してということよりも、季節性が高いということもございまして、この統計調査そのものにつきましては、調査をする時期を品目ごとに定めております。

また、使う資材につきましても、時期が違うこともありますので、これも同様に調査をする時期を定めているということでございます。

民間事業者の方には、対象ごとに調査実施をする品目並びに調査をする時期を示しながら行っていただくということでございます。

調査の対象でありますけれども、まず、農産物の生産者価格調査につきましては、品目ごとに主な産地におけます取引量の多い出荷団体、これはJAでありますとか、出荷組合、集出荷業者といったような方々を対象にしております。

農業生産資材価格調査につきましては、地域における農業生産資材の小売価格を代表すると見られる小売店等を対象といたしております。

対象数といたしましては、生産者価格につきましては2,385、生産資材につきましては1,325の客体を対象としております。

調査の方法でありますけれども、これは統計調査員によります調査対象への面接または電話による聞き取りという他計申告の方法によって行っております。

ただ、調査対象が特に希望する場合につきましては、ファクシミリを使った自計申告による方法もございますので、こういった面で、業者の工夫というものが発揮できるのではないかと思います。

調査票をごらんになっていただくとおわかりのように品目名がありまして、品目につきましては、対象によって異なりますので、品目名と品目コード、あと調査期日を書きながら、毎月毎月の価格について調査するという面では、簡便な調査の内容となっております。

それでは、民間開放の1枚目のところでございます。

最初のところが民間競争入札とする理由のところでありますけれども、ここは先ほどからも申し上げましたように、民間事業者の創意工夫が確保できる統計調査として考えております。

そういう面では、今年度実施するものよりも、客体数が多く、かつ、全国に分布をしているということでもありますので、この調査を対象としております。

次に、入札の対象の範囲でございますが、申し訳ないんですけれども、その次のページをごらんになってください。

これが、調査対象を模式化したものでございます。農林水産省におきましては、企画業務、それと公表を行うということでございます。

民間事業者につきましては、調査の準備、これは調査票の印刷でありますとか調査員の確保でありますとか調査客体への協力依頼ということをやっていただきます。

それで実査、調査票の配付なり、回収なり、記入なり審査をいたしまして、調査票の電子化、都道府県別の集計ということにとどめております。これは左側の方に農林水産省のところの中に物価指数の作成、これが最終的な結果物として公表する内容のものでありますけれども、本省段階で価格データを収集しているものもございます。

また、先ほども御説明申し上げましたけれども、季節によって銘柄が異なりますので、そのところをきちんと検証していかなければならないということがございまして、都道府県別の集計にとどめ、全国の集計と物価指数の算出につきましては、本省段階で実施をするというふうに考えております。まずは、それが農業物価統計調査の部分でございます。

その次に、内水面漁業生産統計調査につきまして、御説明申し上げたいと思います。

調査票も、また配付されておりますので、調査票もごらんになっていただきたいと思います。

まず、内水面漁業生産統計調査の民間開放についての3枚目のところでございます。内水面漁業生産統計調査の概要の紙があります。

漁業の生産統計調査につきましては、内水面、河川でありますとか、湖、沼を対象としたものが内水面漁業でございます。これ以外に海面の漁獲量の統計がございます。

将来的には、こういった海面の漁獲といった大きな統計調査の知見を得るために、漁業のものを対象として考えていくというところでございます。

ちなみに、総漁獲量に占めます内水面漁業のウェートでございますけれども、これは19年でございますと、全国で573万トンの漁獲量でございます。そのうちの8万トンぐらいが内水面という

ようなことで、1%強というようなウェートを占めております。

概要のところでございますが、調査の期日といたしましては、これは年1回の調査でございます。1年間の漁獲量につきまして、翌年の1～3月までに調査をし、とりまとめを行いまして、8月に確定値のとりまとめを行うという形でございます。

調査といたしましては、内水面漁業の漁獲統計調査、養殖業の収獲統計調査、それから3湖沼の漁業生産統計調査という3つの種類の調査票がございます。

4番目の調査対象でございますけれども、内水面漁業漁獲統計調査につきましては、漁業権が設定されております、河川及び湖沼を対象といたしますけれども、今年度にすべての河川及び湖沼を調査範囲として実施いたしまして、その中から、年間漁獲量が一定基準以上の河川並びに湖沼を対象とした調査を実施いたします。

2つ目でございますが、内水面の養殖業収獲統計調査につきましては、全国のマス類でありますとか、アユ、コイ、ウナギを養殖するすべての養殖業の経営体を対象としております。

次のページでありますけれども、3湖沼の漁業生産統計調査につきましては、琵琶湖、霞ヶ浦、北浦、これを調査範囲といたしまして、そこに営まれます漁業または養殖業すべての漁業経営体、養殖業経営体を対象としております。

調査対象につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度に、すべての河川、湖沼につきまして調査をいたしまして、そこから選定をするということになりますけれども、19年度に調査を実施したもので申し上げますと、内水面ではここに書いてございます672、養殖業では1,988、3湖沼では1,267という対象でございますので、ほぼこれと同じぐらいの対象になるかというふうに思っております。

6番目の調査対象でありますけれども、現在は調査対象に調査票を送りまして、記入された調査票を調査員が回収する方法で取っております。自計申告の方法によっております。

ただし調査票の記入が不十分である場合は、統計調査員が調査対象に聞き取ることによって補完をするということをやっております。

なお、協力が得られる調査対象につきましては、往復郵送の方法によって行っております。

ただ、この調査を実施する際には、内水面の漁協の連合体であります全国内水面漁業協同組合連合会、そこに、今、協力を依頼してございまして、また、県段階にも各県の内水面漁業協同組合というものがございまして、そこを通じて各漁業経営体の方には協力をお願いするというようにしておりますので、現在、往復郵送調査というものの割合がそれほど高くないのですが、往復郵送調査のものが、かなり高まるというふうに思っておりますので、そういう面でも民間事業者が参入できる対象として、これを対象としたということでございます。

それでは、1ページ目のところにまいりたいと思います。冒頭に申し上げましたように、漁業分野の内水面の漁業生産統計調査を対象としていきたいと考えております。

対象でありますけれども、またお手数ですが、次のページをごらんになっていただきたいんですが、この流れといたしましては、農林水産本省の段階では、企画業務と公表を行うということで、民間事業者につきましては調査の準備、実査、それと集計まで行っていただくというふうに考えて

おります。

そういう面では、調査結果そのものについて、全国結果の集計までお願いしても十分対応できるというふうに考えてございます。

それと、契約期間でございますけれども、今年度3つの調査につきましては、複数年契約を実施しております。物価につきましても、内水面につきましても、現段階で考えておりますのは複数年契約することが妥当だと判断をしております。ただ、具体的には21年度の予算編成過程で決まるわけでございます。一応私どもの考え方といたしましては複数年契約で予算要求をしています。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○鈴木専門委員 2、3点教えていただきたいと思います。資料は農業物価統計調査についてお聞きします。

この中で民間委託の対象範囲が図で示されています。もう一つ、統計調査の概要の項目の7番目に、調査の実施経路というのがあります。これは従前こういう経路でやられていたということですね。

○磯部課長 そうです。

○鈴木専門委員 その中で農政局、農政事務所以下、統計・情報センター、統計調査員までの部分が民間委託というふうにとらえてよろしいでしょうか。

○磯部課長 そういうことです。

○鈴木専門委員 従前やられていた統計調査員は、民間の方だったのでしょうか。それとも国の職員の方が当たっていたんですか。

○磯部課長 これは一般の方に委嘱しやっております。

○鈴木専門委員 今度民間に委託するときに、これは全国一本で民間に委託されるわけですね。

○磯部課長 そうです。

○鈴木専門委員 そのときに、農政局あるいは統計・情報センターは、どういう役割をなさるのでしょうか。

○磯部課長 このところは、先ほどの全体の流れのところがございますけれども、民間事業者が実査・集計をいたしましたものを民間事業者から直接本省の方に報告をするという形になります。

○鈴木専門委員 もう一つ、この計画で20年度に3件ほど統計調査を実施となっておりますが、これが、今、準備をしてこれから調査をなさるわけですね。

それから、21年度に新たにこの2つ、農業物価統計調査、内水面漁業生産統計調査を行うというのですが、20年度の結果を見て、21年度の民間委託をまた考えるというようなことは何かお考えでしょうか。

○磯部課長 20年度の部分につきましては、調査客体も少ないところもございまして、また、基本的には郵送調査で行うというような調査でありますので、そういう面では21年度は、客体数も多

く、また、調査員も使うという面では、20年度とは違う観点で考えておりますので、そういう意味では20年度の検証を待って21年度というところとは少し違う観点で検証ができるのかなと思っております。

○鈴木専門委員 わかりました。

○前原主査 そのほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○高橋専門委員 農業物価統計のところなんですけれども、今のお話ですと、これまで民間の統計調査員がやっていたところも含めて、民間の業者にという形になるわけですね。そうすると、こうした大きな統計で全国展開している場合に、民間の業者が今まで統計調査員がやっていたところもカバーできるぐらいの調査員を持っているかどうかというところが、すごく心配になるんです。

それとともに、主に電話か何かでおやりなるということがあるんですけれども、とは言うものの面接というのもありますね。面接の割合というのは、今までどのくらいだったのでしょうか。

○田中課長補佐 正確な数字はありませんが、大体7、8割ぐらいかと思います。

○高橋専門委員 わかりました。そうすると、やはり、面接の方になると、本当に全国カバーできるような民間業者というのは本当に出てくるのかどうか。ちょっと心配なんですけど、感触として大丈夫だという感触はあるんですか。

○田中課長補佐 今の点ですけれども、正確に申し上げますと、調査員によっては面接に行かされているケースもありますし、その調査員が違う調査客体に対しては電話等によって聞き取っている部分もありますので、正確にウェイトがどれくらいかというのはお答えできない状況でございます。

○前原主査 これは、既存の調査員さんもある程度活用するという前提ですね。

○磯部課長 そうですね。

○前原主査 そうでないともあり得ないですね。

○磯部課長 なじみのある方ということにもなると思います。

○前原主査 そういうところに紹介して民間の方でやってもらう。そうでないと無理だと思いますね。

○岩崎課長補佐 20年度の実施要項の方にも、記させていただきましても、当方の登録調査員の内、個人情報関係がございまして、民間事業者さんへその方の情報を提供して構わないという形で許諾をいただける方の情報は提供していくこととしております。引き続き、21年度においてもそういう対応をとらせていただきたいと思います。

○前原主査 その他いかがでしょうか。

どうぞ。

○廣松専門委員 まず、今の御質問と関連して、20年度の3調査の実施要項では、専門知識に関して明記されていたと記憶をしておりますが、この物価統計調査に関しては、特にそれは要求はしないということでしょうか。

○磯部課長 取扱いをしている、例えば小売店や農家で、こういうものは、この地域、この時期には出てくるはずがないというところが、やはりそういう部分がありますので、そのところは、ただ

単に調査票を記入されたもので済むということではないと思っております。

そういう面では、内水面の漁獲よりは、物価の方は比較的なじみやすいと思いますけれども、指定先と調査の時期さえ誤りがなければ、ちゃんとした調査ができると思います。

○廣松専門委員 わかりました。次に、調査対象として、生産者価格調査の方には、取引量の多い出荷団体等というのがありますが、これはどういう形で抽出をするわけですか。

○田中課長補佐 農産物を例に申し上げますけれども、農業経営統計調査や農産物出荷統計などを参考にしながら、調査品目を選定し品目ごとにおおむね8割ぐらいのところを抽出しているという状況でございます。

○廣松専門委員 抽出率が、80%ぐらいということですか。

○田中課長補佐 それは品目ごとに調査県を決めて、あとは各市町村の中から1つぐらいということで、各県に、全市町村ではないですけれども、おおむね8割の中に入っている市町村の中から、また、更に絞り込みながら、大体平均6市町村ぐらいになるのかもしれませんが、そこに1客体設けるようにしています。ただ、それは品目ごとに設定していくような形になっております。

○廣松専門委員 わかりました。その上で調査票の方に関してですが、書き方がよくわからなかったのですが、1面に3品目ですね。そうすると、例えば一般農産物というふうに丸をして、その品目コードを書いて、それぞれについて書いていく。

そうすると、この調査票の裏表で6品目書けますが、それ以上になると、何枚も出てくるという形なんですか。

○井田課長補佐 大きい農協とか、取扱品目はその時期に集中したりすると、そういうものになるかと思えます。どこの農協でどの品目を指定して調査しますということになりますので、そのときにはそういう形になります。

○廣松専門委員 それを民間業者が回収した上で集計をして、本社の方に報告をするという形になることでよろしいですか。わかりました。

それから、これは大変細かいことですが、後に品目等の一覧表がありますが、その下の注に、区分欄の価という字は、価格調査品目を示すという言葉があります。そこがよくわからなかったんですが、この調査では、ここに挙がっているものをすべて調べるわけではなくて、ここに価と書いてある、例えば31ページだと、インゲン豆が2つありますね。それだけを調べるということになるんですか。

○田中課長補佐 そういうことではなく、全品目が調査対象になりますが、指数作成に用いる品目と、ウェートが小さく指数作成には用いせんが行政推進上価格を把握する必要がある品目がございます。指数には用いせんけれども、価格のみを調査する品目がわずかながらございます。

○廣松専門委員 それが価と書いてある品目ということですね。わかりました。どうもありがとうございました。

○前原主査 ほかにございますか。

どうぞ。

○椿専門委員 先ほどの質問にも関わるんですけども、農業物価統計調査の対象となっている客

体の方々というのは、ある意味で、この調査は今回も来る、つまり標本をいろいろ切り換えているというよりは、ずっと継続性のある方が、主体の調査と考えてよろしいですか。

○田中課長補佐 勿論、継続的に調査に協力いただける方を選定しております。

○椿専門委員 継続いただくと、ですから、民間に変わっても、今回もまだ今年は、こういうようなは来るということを認識されていらっしゃる方々ということですね。

この調査を伺うところによると、回収率は100%だということですが、基本的にはそういう前提の下で行われているということですか。

○田中課長補佐 調査に協力をいただける方を、有意に選定しておりますので、100%の回収となっております。

○前原主査 よろしゅうございますか。

○廣松専門委員 内水面の方でも、回収率100%ということは同じというわけですか。

○磯部課長 はい。

○廣松専門委員 それは、それでいいと思うんですけども、先ほどの御説明で、ちょっとよくわからなかったのは、この調査に関して業界団体の方の御協力をいただいているとのことですが、そうすると、民間の事業者は、どういう形で調査票を配付するんですか。業界団体を通じてですか。

○磯部課長 通じて調査をするわけではなくて、こういう調査があるので、御協力してくださいねというようなお願いを、県の内水面魚連を通じてしているということでございます。

○廣松専門委員 そうすると、今回、調査を民間業者に委託をしたとしても、そのPR等に関しては、今までどおり業界団体の方々にもお願いするということですか。

○磯部課長 調査拒否が出ないように、そういう漁連を通じまして、お願いをしておりますので、そのところは民間事業者になったからといって、調査拒否が続出するということにはならないように、今からいろいろ手を打っているという状況でございます。

○廣松専門委員 わかりました。

○前原主査 それでは、次回の公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日御説明のありました内容につきまして、そこにどう反映するか。当方と十分に意見交換をしながら整理をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

これで農林水産省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(農林水産省関係者退室)

(総務省関係者入室)

○前原主査 それでは、続きまして総務省からのヒアリングを行います。

本日は、平成21年経済センサス基礎調査の検討状況につきまして、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課の高見課長から御説明をいただきます。説明は15分程度でお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○高見課長 統計局経済基本構造統計課長の高見でございます。よろしく願いします。

それでは、お手元に資料2が配付されていると思いますので、それに沿って現在の検討状況を御

説明申し上げます。

経済センサスについては、先日6月にも、そのときまでの検討状況を御説明申し上げましたが、今回、その後の検討も含めまして、現在の状況を報告させていただきます。

この経済センサス基礎調査でございますけれども、来年7月1日に実施をするということで、今年の7月に2回目の試験調査を実施いたしました。

ここでは全都道府県を対象に、限られたサンプル数ですが、全都道府県と、県庁所在地、政令市の一部の客体に対して調査を行ったところでございます。来年の本調査を想定しまして、国・都道府県、それから市区、調査員、この4つの系統による調査を実施したところであります。

その結果等を踏まえまして、来年の調査におきましても、試験調査のときに実施をしたやり方をほぼ踏襲する形で、1番に書いてありますように、原則として支所数が100以上あるような大きな企業については、国、つまり統計局から直接客体に依頼をするというやり方で調査をし、支所数30以上については、都道府県、それから10以上については市町村に調査を直接やっていただく。それから、支所数10未満の企業等につきましては、従来と同様に調査員に調査をしていただくという方法で実施をすることを予定しております。

もう一つ、乙調査という国あるいは地方公共団体の事業所、役所を対象とした調査でございますが、これにつきましては、それぞれの役所で直接調査をするというやり方を採る予定としております。

2番にあります調査方法でございますけれども、国、都道府県、市町村が調査する部分、1番で言いますと、(ア)(イ)(ウ)については、それぞれ調査主体から直接調査企業にコンタクトを取りまして調査を行います。

その場合、まず、コンタクトを取って、調査企業が何で答えたいか、紙の調査票で答えたいのか、あるいは電子媒体で答えたいのか、あるいはオンラインで答えたいのかということの一つひとつ聴取しまして、それに合わせた形で調査票なり、調査票の記入の仕方、関係書類を送って調査をするというやり方を取ることとしております。

調査員調査につきましては、これは従来とほぼ同様のやり方でございますけれども、市町村の指導を受けて、調査員が決められた担当調査区にある調査対象を一つひとつ回って、紙の調査票を配る、そしてまた回収に回るということを予定しております。

この際、国、都道府県、市町村で調査対象となっている企業については、調査員が訪問しないように、あらかじめ指示をしています。その旨、調査員に配ります名簿に書いて、それから、本社でまとめて調査票に記入するというやり方をとりますので、支所についても調査員は調査票を配らないようにします。これもあらかじめ調査員に対して指示をしておくというやりかたを採ることとしております。

それ以外に、18年調査以後に新たに発見された事業所については、その場で調査員が発見したものに對して調査票を配るということを予定しています。

続きまして、今回の調査に当たっての課題でございますけれども、まず、国、都道府県、市町村が直接調査をやるというやり方、また、それを併用するというやり方は、今回初めて採る方法とし

てございます。

また、本社にまとめて調査票を書いてもらうという方法についても、希望する一部の企業に対しての本社一括調査は、これまでも経験がありますが、すべての客体に対して本社一括調査をやるとするのは初めてでございますので、そういったところが間違いなく調査ができるか、また、正確に回答してもらえるかといったところが、非常に大きな課題と考えております。

3番に掲げております幾つかの課題がございまして、まず、国、都道府県、市町村が行う調査については、原則として郵送、オンライン調査も実施しますが、原則として郵送で調査を行うこととなりますので、そうすると、なかなか簡単には全数回収ができないという問題がございます。

そこで、調査に先立ちまして、これは今年の秋ぐらいから実施をしようと考えておりますけれども、各種団体あるいは大企業等に対しての協力依頼活動をやりたいと思っております、これは役所側から直接訪問して、「来年7月以降に調査をやりましますので、よろしく」という依頼をしたいと思っております。

それから、調査の現場におきましては、それでも当然督促なしで100%回収するということは不可能でございますので、未回収企業に対しましては、督促状を送る、あるいは電話で督促をする、最終的には職員が直接訪問して調査票の記入を依頼、回収するといったことが必要になると考えておまして、それにより全数回収を確保したいと考えています。

特に、これらの直轄調査について、規模の大きいところが中心となりますので、未回収がありますと、全体の結果に与える影響が大きいので、そこはきちんとやらないといけないと考えております。

2番目に、本社一括調査に対する課題でございますけれども、これは本社がすべての支所、自分の企業の傘下にあります支所について、すべて漏れなく記入してもらうということにしておりますので、この結果、企業全体としては、記入者負担という面では、トータルでは減るということにはなりますが、本社だけに負担が集中するということにもなります。

また、本社できちんと支所を把握できるかどうか。これはきちんと把握できれば、非常に正確な統計が作れるということになるわけですが、現場で調査員が確認するといったようなことをしませんので、漏れの危険も当然あるということがありまして、これについて漏れないように指導するとともに、調査員調査においても、先ほど支所に対しては調査票を配らないと申しましたけれども、そこに事業所があったかどうか、活動しているかどうかといったことはきちんと確認をして、調査員から得た情報と、役所側から調査した情報あるいは本社側から調査した情報とを突合して、正確に調査されているかといったことを確認するといったようなことも事後的には必要になると考えております。

そういったこともありまして、国、都道府県、市町村間の連携、更に調査員間の連携、ここは調査した、しなかった、あるいは調査の対象になる、ならないといったことをきちんと連携を図る必要がございます。

また、調査の現場で、原則に外れまして、調査員調査でやろうと思っても、例えばうちは電子媒体、あるいはオンラインで答えたいという企業が出てきた場合、調査員で対応できないような

場合に、市町村が直接調査をするといったようなことが、恐らく現場では出てくると考えておりますので、特に調査員と市町村間の連携というのは、非常に密に取る必要があると考えております。

また、調査系統が複数ありますので、それによって地方公共団体の事務負担は、それだけで増えてしまうということもございますので、なるべく民間が活用できるもの、また、活用することによって、効率的に調査が実施できるものについては、なるべく民間を活用したいと考えておまして、例えば発送業務とか、宛て名印刷、こういったものは、役所よりも民間の方がノウハウ等をお持ちですので、積極的に外注委託をしたいと思っております。

それから、客体からの問合せにつきましても、国におきましてまとめてコールセンターを設置して、調査員がなるべく複雑なことには答えないで済むような形にして、なるべく地方事務を軽減するといったことも計画しております。

そういったことは、コールセンターについても民間で、もちろん委託をして実施をするということをして、こういった措置を通じまして、円滑かつ確実な調査を実施したいと考えてございます。

最後、今の説明と重複しますけれども、民間企業に委託する場合に、業務内容ですとか、業務量、それからどこまで回収するんですかといった、そういう要求水準です。こういったことがあらかじめ仕様書で明確に示すということは、調査そのものについては、非常に難しい状況にございますので、今回については、民間事業者の活用により、効率的な実施が見込まれるという部分について、民間活用を図りたいと思っております。

今回の結果等も踏まえて、また、次回以降の調査において、更に民間事業者を活用できる部分がないかというのは、今後、また更に検討していきたいと思っております。

最後のページに、流れ図が付いておりますが、これも今までの御説明を図にしたものでございます。

上側に調査をする側の箱が、統計局、都道府県、市町村、調査員とありまして、その横の間の連携も必要ですし、それとそれぞれの客体との間のやりとりがそれぞれ発生するというところでございます。

特に、②の部分について、少し切り出して色を変えてございますが、②の部分については、宛て名印刷あるいは調査票の発送等でございます。この部分については民間活用を図りたいと考えている部分でございます。

それ以外の部分については、今回は、直接やるといったことを予定してございます。

①～⑥の中にはありませんけれども、右側の箱にありますように、コールセンターについては、民間委託で設置をする予定です。

簡単でございますが、以上です。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から、御意見、御質問等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

○高橋専門委員 この支所なんですからけれども、これは、いわゆる実質支配会社ということで考えていいのか。それから、孫会社的なものは含んでいるのかどうなのか、その辺を教えてください。

○高見課長 支所というのは、親子関係にあるものではなくて、本当にその企業の本社と支社あるいは支店等も関係だけを考えていますので、親会社が子会社のことについてまで、全部書くということはやりません。

○前原主査 どうぞ。

○芳賀専門委員 2つあるんですけれども、調査系統のエにあたる支所数 10 未満ところは、調査員調査ということでお話しいただいたんですが、将来的にはオンラインになっていくということを考えていらっしゃるんですか。それともそれはオンライン化されても、正確なものに合わせるために調査員調査は残っていくようなことがあるのか。とりあえず、今年度、来年度ということではなくなんですか。

○高見課長 まず、それについてお答えいたします。オンライン調査については、実は、ちょっと説明を省略いたしましたけれども、3枚目の図の右上に書いてございますように、オンライン調査を希望した場合には、その客体に対して、IDとパスワードを発行し、それをもって客体がインターネットに接続して、IDパスワードを入れて、そのパスワードの入れ方も複雑なところもあって、結構複雑なんです。

そういうこともありまして、実は全国 10 万人にも及ぶ調査員が、その操作方法を説明することは恐らく不可能だと考えまして、調査員調査においてはオンライン調査は実施しないことと予定してございます。

将来、全体のITリテラシーみたいなものが向上して、どんな企業でも、説明なしにこういったものに対応できるというような世の中にありましたら、必ずしも調査員は細かい説明をする必要がなくなりますので、すべての企業に対してオンライン調査を推進するという事は可能な世の中がいずれ来るかもしれませんけれども、当面はまだそういう状況にないと考えております。

もう一つは、新たに設立された事業所については、登記簿等で登記されているような事業所であれば、行政記録からわかるんですけれども、そうではない個人事業所が新しくできましたといった情報は、現地に行ってみないとわかりませんので、仮にオンライン調査がすべての客体に対して可能になったとしても、調査員調査を全くなしにするということはできないと考えています。

○芳賀専門委員 そうすると、2つ目の質問も実はそこに関係するんですが、2ページ目の一番下にあります、次回以降の調査において民間事業者の創意工夫が発揮される効果が高いと期待される業務というのは、その辺りを指していらっしゃるのでしょうか。

○高見課長 むしろ調査員調査よりも役所が直接調査する部分について、もう少しオートマテックにできるかも知れない。これは今回初めてなので、役所側から直接電話をかけて、アポを取ってということをするけれども、そういったことが実はあまり必要ないということになれば、そこは役所じゃなくてもできる仕事が出てくるかも知れないといったようなことを、今の時点では想定しています。

○芳賀専門委員 ここで言うと、調査系統の（ア）（イ）（ウ）に当たるような部分ですか。

○高見課長 そうです。

○前原主査 よろしいですか。

○芳賀専門委員 そうすると、それはシステムの中に作ってしまうということではないんですか。今回、例えばオンライン調査で、一括で取れてしまうようなものを継続的に取れるようなもの。

○高見課長 今回の調査でオンラインで答えていただけた企業は、次回以降もオンラインで答えていただける可能性は高いですが。

○芳賀専門委員 オンラインのシステムは、ずっと継続的に生きていくということですか。

○高見課長 オンライン調査のシステムは、既にできておりますから、そちらを利用していただくということになります。

○芳賀専門委員 そのときのお願いする部分を民間委託ということを考えていらっしゃるんですか。

○高見課長 そうです。可能かも知れないということで、この流れ図で言うと、②の前段に、あなたは何で答えたいですかといったやりとりが役所側とあるわけですけれども、その部分のやりとりについては、ある程度民間委託も可能かなと。可能性としてはあるのかなと思います。

○芳賀専門委員 わかりました。

○前原主査 どうぞ。

○引頭専門委員 1点だけなんですけれども、今回「市場化テスト」は使わずに、民間委託の場所を絞ってというお話だったかと思うんですけれども、今回されるのはコールセンターと、宛て名印刷、調査票の発送ということなんですけど、よく見ると、宛て名印刷以降は、似ているような気がするんですが、コールセンターと宛て名印刷は多分全然違いますね。これはばらばらで委託されるんですかというのが第1点の質問と、2点目は、今回初めてのこれだけ大規模な経済統計調査ということで、かなり混乱があるような気もしないでもないんですけれども、コールセンターの設計というのはかなり難しいような気がするんですが、その辺りはどんなふうにお考えなんですか。

○高見課長 まず、印刷発送とコールセンターとは別々で委託をするということです。コールセンターについては、まだ具体的にここに委託しますということを決めているわけではないんですけれども、これまで幾つかの会社に対して「こういう調査をやるので、コールセンターは委託ができませんか」というヒアリングをさせていただきます。

それに対しては、もちろん内容的に難しい部分も勿論あるんですけれども、受託は可能であるということヒアリングした幾つかの会社からは伺っております。

もちろん、コールセンターに指示するための仕様書というか、オペレーターワークのマニュアルといったものをこれから作っていかねばいけないんですけれども、こういった問いに対して、お答えというものを、用意する必要があると思っています。

もちろんコールセンターでは手に負えないような、極めてレアケース的な問い合わせ等も当然あると思いますが、それはどうしても国に回してもらうとか、都道府県に回してもらうとか、そういったことが、実際には必要になる部分はあると思います。

○引頭専門委員 わかりました。

○前原主査 よろしいですか。どうぞ。

○廣松専門委員 一言だけ、これは意見というよりも希望なんですけど、勿論この場は民間開放につ

いて議論する場ではありますけれども、今、議論になっている経済センサスというのは、先ほど御説明にあったように、今回が第1回目ということでありますし、大変重要な調査であると思いますので、とりあえず現時点では、経済センサスの基礎調査が成功するように、有効な手段として、さまざまなものを模索していただいて、是非成功させていただきたいという希望です。

○前原主査 よろしいですか。それではありがとうございます。

本日は総務省から経済センサスについて、21年調査の実施については包括的な民間委託は難しい状況にある。しかしながら可能な限り民間事業者を活用していきたいという御説明がございました。総務省におかれましては、21年調査の実施状況を十分に検討して、その結果を踏まえて、次回以降の調査において積極的に民間開放を推進していただくことをお願いしたいと存じます。

当分科会としても、引き続き総務省と連携して、検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これで総務省からのヒアリングを終わります。ありがとうございます。御苦労様でした。

(総務省関係者退室)

○前原主査 それでは、次にその他といたしまして、統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループの報告が出されたということでございますので、第4ワーキンググループの座長を務められました、廣松先生から御発言をお願いいたします。

○廣松専門委員 お手元の資料3でございます。内容に関しましては、今まで何回かこの分科会でも御紹介をしたものと大きくは変わっておりません。特にこの分科会と関係がございますのが、8ページ以降から13ページまでの部分でございますが、特にその部分に関しては、前回御説明したものと変わっておりません。

今後のスケジュールでございますが、第4以外に第1から第3までのワーキンググループの報告書が同時に出され、8月20日に基本計画部会の場で報告されました。

今後は基本計画部会の方で4つのワーキンググループの報告書を、ただ単に合わせただけの形で出すわけにはいきませんので、プライオリティーを付けたり、工程表も考慮した上で、最終的な基本計画の形にまとめるという予定でございます。

そのステップといたしまして、とりあえず、9月いっぱいぐらいまでに中間報告をとりまとめ、それをパブリックコメントにかけた上で、そのパブリックコメントから出てきました意見も反映させる形で、今のところは大体年末までに最終報告書を取りまとめ、それを総務大臣に答申するという予定でございます。

恐らく結果としては、ほぼそのものになるんだと思いますが、それを今年度いっぱい、可能であれば来年の早い時期に閣議決定をしていただいた上で、来年の4月から新しい統計法が全面施行されますので、その体制に基づいて基本計画を実行に移すという予定でございます。

先ほど御紹介しましたとおり、パブリックコメントの期間もございますし、それから、中間報告をまとめる段階、それから最終報告をまとめる段階でもこの分科会の御意見をいただければ、それも考慮した上で最終報告書にまとめたいと考えております。

とりあえず、以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。皆さんから何か御質問等がございますでしょうか。

大変バランスよくまとめていただいていますね。

○廣松専門委員 いえいえ、今、申しあげましたとおり、第4ワーキンググループとしてはこういう形としては出したんですが、基本計画部会それから統計委員会として最終的な報告書としてどういう形でまとめるか。そのプロセスでは当然第4ワーキンググループに関連する内容については、私が責任を負わなければいけないので、その段階で、皆様委員の方々の御意見を伺うことがあろうかと思いますが、そのときには、よろしくお願い申し上げます。

○前原主査 よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。統計委員会につきましては、引き続き当分科会としても連携していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日予定された議題は以上ですので、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。

次回の日程については、追って事務局から御連絡をいたします。

本日は御多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

なお、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の方は御退室をいただきたいと思います。

(傍聴者退室)